陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	建物：約一七〇平方メートル 平成二十一年五月二十六日
一〇七九	滝川演習場	滝川市	国有	建物：約三六〇平方メートル 平成二十一年五月二十六日
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有	建物：約三三〇平方メートル 平成二十一年六月二十九日
五一二〇	日出生台・十文字原演習場	大分県玖珠郡玖珠町	国有	土地：約一二〇平方メートル 平成二十一年六月十一日

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七〇	釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町	国有	建物：約八五〇平方メートル 陸上自衛隊釧路駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 土地：約六、四〇〇平方メートル 建物：約二、一〇〇平方メートル 陸上自衛隊旭川駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	土地：約一六〇平方メートル 建物：約一、一〇〇平方メートル 駐車場等として追加提供する。 陸上自衛隊真駒内駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七六	旭川近文台演習場	旭川市	国有	建物：約一、六〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設等として追加提供する。 工作物：境界標 境界標として追加提供する。
一〇七九	滝川演習場	滝川市	国有	建物：約一、二〇〇平方メートル 隊舎として追加提供する。 陸上自衛隊滝川駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地：約一、一〇〇平方メートル 建物：約一、六〇〇平方メートル 隊舎等として追加提供する。 陸上自衛隊釧路駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇一七	ギンバル訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地：約一二〇平方メートル 平成二十一年六月十一日

○関東地方整備局告示第二百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　相模原市城山町城山一丁目一〇〇番七から同市城山町城山一丁目九二番二〇地先まで　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十六日

○関東地方整備局告示第二百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富津市鶴岡字沢一〇三三番一から同市佐貫字熊野脇二二九番まで	前	一一・六メートル～一六・三メートル	一・一二四キロメートル
	後	一四・四メートル～二一・五メートル	一・〇二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　十八号　長野県上水内郡信濃町大字野尻地先から新潟県上越市大字下源入地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　グローバルアクセス株式会社　代表取締役社長　草ヶ谷吉紀

住所　東京都千代田区丸の内一―八―二　第一鉄鋼ビル五階

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道十八号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道十八号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十一年八月二十六日から本協定の存続する日まで

○中部地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊賀市川西字西之野七七七番一から同市川西字西之野七八四番二まで	前	四七・九メートル～七一・八メートル	〇・〇七六キロメートル
	後	六〇・二メートル～七六・九メートル	〇・〇七六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所